

面会規程

令和8年6月1日 制定

面会規程

第1条（目的）

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

第3条（面会時間）

1. 面会時間は原則として、毎日14時00分～19時00分とし、1回の面会に係る対面時間について制限は行わない。ただし、診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を制限することがある。
2. 次の場合には特例として個別に時間外面会を認めることがある。
 - 一、病状説明
 - 二、重症患者
 - 三、終末期
 - 四、主治医または病院が必要と判断した場合

第4条（面会人数及び回数）

1. 面会人数及び1日の面会回数は、原則として制限を行わない。但し、患者の療養環境の確保及び他患者への配慮の観点から多人数での面会は控えるものとする。
2. 診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会人数及び1日の面会回数を制限することがある。

第5条（面会者の範囲及び年齢）

面会者の範囲及び年齢は、原則として以下の通りとする。

- 一、面会者の範囲について特段の制限は行わない。ただし、患者及びキーパーソンが面会を許可しない者については面会を認めない。
- 二、面会者の年齢について特段の制限は行わない。

第6条（面会時の感染対策）

1. 面会者は、面会時、手指消毒及びサージカルマスク着用すること。ただし、未就園児は保護者が感染予防に配慮することとする。

2. 病室への飲食物の持ち込みは原則禁止とする。
3. 面会者は、次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。
 - 一、面会者に発熱、咳、下痢等の症状がある場合
 - 二、面会者が感染症に罹患している場合
 - 三、その他、病院職員が面会を控えていただく必要があると判断した場合

第7条（面会の個別制限）

次の場合に面会を個別に制限することがある。なお、面会制限は必要最小限とする。

- 一、患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないとして病院が判断した場合
- 二、前条の2項の一から三号に該当し、かつ病院の指示する感染対策に従わない場合

第8条（感染症流行時等の面会制限）

院内または近隣地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保及び院内感染対策の観点から、次の措置を講じることができる。

- 一、面会人数の制限
- 二、面会時間の短縮
- 三、面会場所の制限
- 四、面会の一時的停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、病院が設置する院内感染防止委員会（ICC）の判断の上、実施される。

なお、病状説明、重症患者又は終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

第9条（周知）

本規程の内容は、入院案内、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて患者及び家族へ周知する。

第10条（規程の制定及び見直し）

1. 本規程は、病院運営の状況、社会情勢の変化並びに本規程に係る法令及び省令等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
2. 本規程の制定及び改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで院内感染防止委員会の承認を得て決定する。
3. 本規程に定めのない事項が生じた際は、院内感染防止委員会にて協議を行った上で判断する。

本規程は 令和8年6月1日より施行する。